

五戸町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅用太陽光発電システムを設置する町民に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、もって新エネルギーの利用等の導入の促進、温室効果ガスの排出の抑制及び非常時の電源確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、生活に必要なエネルギーとして供給する装置をいう。
- (2) 太陽電池 太陽光の照射を受けて光エネルギーを電気エネルギーに変換することにより発電する装置をいう。
- (3) 住宅 自ら居住するために用いる家屋（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む。）及び自己の所有する別荘等をいう。
- (4) 新エネルギー利用等 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成9年法律第37号）第2条に規定する新エネルギー利用等をいう。
- (5) 低圧配電線 一般家庭用の単相三線式又は単相二線式の配電線をいう。
- (6) 逆流あり 太陽光発電システムにおいて、発電する電力が不足したときに電力会社から不足電力の供給を受けることができ、かつ、太陽光発電による電力が余ったときに余剰電力を当該電力会社に送電できるシステムをいう。

(補助金の交付要件)

第3条 補助金は、町内に存する住宅（新築されるものを含む。）に次の各号に掲げる要件をすべて満たす太陽光発電システム（以下「補助対象システム」という。）を設置し、又は、町内に存する補助対象システムの設置された住宅の引渡しを受けようとする者に対し交付する。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆流ありで連系し、かつ、太陽電池の最大出力（補助対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（小数点以下2位未満を切り捨てる。）をいう。以下同じ。）が10キロワット未満であること。
- (2) 第5条第1項の補助対象経費を太陽電池の最大出力値（キロワットを単位とする。）で除した額が、50万円以下であること。
- (3) 太陽電池モジュールの交換効率が、別表1に定める値以上であること。
- (4) 財団法人電気安全環境研究所の行う太陽電池モジュール認証に相当する認証を受けているもの又はこれと同等以上の性能及び品質が確認されるものであること。
- (5) 太陽電池モジュールの公称最大出力の80%以上の出力がメーカーによって出荷後10年以上保証されているものであること。
- (6) メーカー等による補助対象システムの設置後のメンテナンス体制が用意されていること。
- (7) 補助対象システムの設置工事の着工又は補助対象システム付住宅等の引渡し、第7条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた日（以下「交付決定日」という。）以降であること。
- (8) 未使用のものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有し、又はこの要綱に基づく補助金の交付を受ける年度内（以下「当該年度内」という。）に町内に住所を有することとなる者であること。

- (2) 交付決定日以後に、前条の設置を行い又は引渡し（以下「補助対象事業」という。）を受けること。ただし、町長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- (3) 五戸町税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「町税等」という。）を滞納していないこと。
- (4) 五戸町住宅用太陽光発電システム設置補助金の交付をこれまでに受けていないこと。
- (5) 当該補助対象システムによる太陽光発電に係る電力受給に関する契約を締結すること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に掲げる経費とする。ただし、別表3に掲げる特殊工事の費用は、同表で定める額を上限に、補助対象経費から控除できるものとする。

- 2 補助金の額は、4万円に太陽電池の最大出力値（当該最大出力が4キロワットを超える場合にあっては、4キロワット）を乗じて得た額以内の額とする。ただし、その額に千円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の1月末日までの期間に、五戸町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、申請期間を経過した後であっても、第1号に規定する書類により工事完了日又は引渡予定日が当該年度の2月末日までの間であることが確認でき、かつ、町長が第12条第2項の規定による補助金の交付までに通常要すべき標準的な期間を考慮し必要な事務処理を行うことが可能であると認めたときは、申請を行うことができる。

- (1) 補助対象経費の内訳が記載された工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (2) 新築又は既築の住宅に補助対象システムを設置しようとするときは、当該補助対象システム設置場所の現況写真及び配置予定図
- (3) 前号の住宅（別荘等を除く。）が申請者の所有するものでない場合にあっては、当該住宅の所有者の承諾書
- (4) 既築の別荘等に設置する場合にあっては、当該別荘等の所有を証明する登記簿謄本
- (5) 町税等に係る納税証明書等
- (6) その他町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項第5号の規定により申請書に添付することとされている書類により証明すべき事実を町が保有する公簿により確認できるときは、当該書類の添付を省略させるものとする。

- 3 町長は、第1項の規定による申請を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えるときは、同項の期間内であっても、受付を停止するものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助することを決定したときは、五戸町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助しないことを決定したときは、五戸町住宅用太陽光発電システム設置補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第8条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更するとき又は補助対象事業を中止若しくは廃止しようとするときは、五戸町住宅用太陽光発電システム設置補助金変更等承認申請書（様式第4号）により町長に申請し、その承認を受けなければならない。

(変更等の承認)

第9条 町長は、前条の変更等の申請があったときは、当該変更等を承認するか否かを決定し、五戸町住宅用太陽光発電システム設置補助金変更等承認（不承認）決定通知書（様式第5号）により補助事業者に対し通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、五戸町住宅用太陽光発電システム設置補助金実績報告書（様式第6号）（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 補助事業者本人の住民票の写し（設備が設置された住宅への居住が確認できるものに限る。）
- (2) 補助対象事業の実施状況を示す写真（太陽電池モジュールの枚数が確認できるものとし、枚数が確認できないときは、補足としてシステム配置図を添付すること。）
- (3) 補助対象経費の支払に係る領収書の写し及び内訳書
- (4) 電力会社との電力受給契約書その他の電力受給に関する契約の締結を証明する書類の写し
- (5) 補助対象システムを構成する全ての太陽電池モジュールの出力対比表又は出力と製造番号の対比ができるもの
- (6) 特殊工事のある場合にあつては、特殊工事を証明する写真
- (7) 補助対象システムの設置された住宅を購入した場合にあつては、当該住宅の建築確認済書及び住宅が確認できる立面図
- (8) 新築の別荘等に設置した場合又は補助対象システムの設置された別荘等を購入した場合にあつては、補助事業者が当該補助対象システムを設置した建築物を所有していることを証する登記簿謄本
- (9) その他町長が必要と認める書類

2 実績報告書の提出時において町内に住所を有していない者にあつては、前項第1号の書類は、五戸町への転入後速やかに提出するものとする。

3 町長は、第1項第1号の規定により申請書に添付することとされている書類により証明すべき事実を町が保有する公簿により確認できるときは、当該書類の添付を省略させるものとする。

(補助金の交付額の確定)

第11条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、五戸町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付額確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、五戸町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書（様式第8号）により町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があつたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(手続代行者)

第13条 申請者及び補助事業者は、第6条及び第8条の規定による申請並びに第10条の規定による実績報告書の提出について、補助対象システムを販売する者（以下「手続代行者」という。）に対してこれらの手続の代行を依頼することができる。

2 手続代行者は、前項の規定により依頼された手続を誠意を持って実施するものとし、当該手続の代行を通じて知り得た申請者及び補助事業者に関する情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めに従って取り扱うものとする。

3 町長は、手続代行者が偽りその他不正の手段により第1項の手続を行った疑いのある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないものとする。

(補助金の交付の条件)

第14条 五戸町補助金等の交付に関する規則(平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。)第5条の規定による条件は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 補助金の交付を受けた者は、月次の発生電力量、売電電力量及び買電電力量並びにそれらの価格、補助対象システムの故障状況、補助対象システムの満足度その他の町長が必要と認める事項について、電力会社との契約による電力受給開始日の翌月から1年間、町長に報告すること。
- (2) 補助対象システムを善良なる管理者の注意をもって管理し、当該補助対象システムを設置した住宅における電力の消費の用に充てること。
- (3) 次条に定める期間内に天災その他補助事業者の責めによらない理由により補助対象システムを損傷し、又は滅失したときは、その旨を町長に届け出ること。

(財産の処分の制限等)

第15条 規則第17条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでの期間とし、同条第3号の規定により処分の制限を受けるものは、補助対象システムとする。

- 2 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産(以下単に「財産」という。)を耐用年数の期間内に処分する場合、あらかじめ五戸町住宅用太陽光発電システム処分承認申請書(様式第9号)により町長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の規定により承認を受けた場合において、財産の処分による収入があった場合には、当該補助金の返還をしなければならない。

(取扱方法)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、規則の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表1 太陽電池モジュールの変換効率

太陽電池セルの種類	太陽電池セルの基準変換効率
シリコン結晶系	13.5%
シリコン薄膜系	7.0%
化合物系	8.0%

別表2 補助対象経費の項目

項目	機能の説明
太陽電池モジュール	太陽の光を電気に変換して、発電します。
架台	太陽電池モジュールを屋根等に固定するものです。
インバータ・保護装置 (パワーコンディショナ)	太陽電池で発生した直流電流を、電力会社の電力と同じ交流の電力に変換します。
接続箱	太陽電池からのケーブルを集めるためのボックスです。 電流の逆流防止及びサージを吸収する機能があります。
直流側開閉器	システムの点検時に太陽電池出力とシステムを遮断します。通常、接続箱に内蔵されています。
交流側開閉器 (サービスマブレーカー)	パワーコンディショナから出力された交流電力と商用電力を遮断します。
配線・配線器具の購入・据付	配線・配線器具の購入及び据付に要する費用 ※配線・配線器具の購入・据付に係る費用は、補助金交付申請書及び実績報告書の「設置工事に係る費用」に記入してください。
設置工事に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・対象システムに係る機器の搬入、据付及び工事に要する費用。 ・対象システムの据付に伴って必要となる改修又は補修工事に要する費用。 ※運搬費、立会検査費、手続代行費、産業廃棄物処理費等、本工事を行う上で必要となる諸経費は、「設置工事に係る費用」に組み入れてください。
余剰電力販売用電力量計	太陽電池で発生した電力が家庭内で消費される電力を上回る場合に、電力会社が買い上げる余剰電力を計量するメーターです。 ※対象電力量計が申請者の居住する地域の電力会社による所有となる場合は、補助対象経費とはなりません。 (機器費、工事費共)

別表3 特殊工事

項目（備考参照）	控除できる上限額
①安全対策費	1キロワット当たり3万円（税抜）
②睦屋根防水基礎工事	1キロワット当たり5万円（税抜）
③積雪対策工事	1キロワット当たり3万円（税抜）
④塩害対策工事	1キロワット当たり1万円（税抜）
⑤幹線増強工事	1件当たり10万円（税抜）

（備考）

①安全対策費

工事内容：急勾配な屋根への設置や、3階建以上の住宅の屋根面に設置する場合等に、作業員や部品の落下を未然に防止するため、設置場所に適合した足場を設ける工事。

上記以外の場合でも、工事の安全対策上必要とし、足場を設ける工事は対象となります。

高所作業車、ローリングタワーは特殊工事の対象外となります。

②睦屋根防水基礎工事

工事内容：睦屋根の基礎設置部分を掘削し基礎を設置した後、基礎の周辺に防水工事を施すもの。

③積雪対策工事

工事内容：積雪地域の積雪過重に応じ、架台強度を個別設計して行う補強工事。

太陽電池モジュールのフレーム補強も対象となります。

④塩害対策工事

工事内容：強度保持に必要な固定箇所等にコーキング等の処理を施す工事。

⑤幹線増強工事

工事内容：単相二線式の引込線を単相三線式に増強し、併せて分電盤を交換する工事。

但し、分電盤交換工事の内、機器費は補助対象経費とはなりません。